

第十三号議案

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例  
江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（説明）

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）が改正され、不服申立ての手續が審査請求に一元化されることに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。